令和２年度北海道農業再生協議会第１回通常総会

令和２年７月14日　午前10時00分～11時
北農健保会館　３階　大会議室

１　開　会（松平農業経営課長）

○　皆さんおはようございます。定刻になりましたのでただいまより、令和２年度北海道農業再生協議会第１回通常総会を開催いたします。本日の進行役を務めさせていただきます道庁農政部農業経営課の松平と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず規約第14条第1項において総会成立要件として、会員の過半数の出席としていることから、出席者の報告をいたします。

本日の総会は会員総数15のうち、出席12、欠席３となっております。欠席会員からは総会の議長に対しまして、委任状が提出されております。出席者は半数を超えておりますことから、総会が成立したということをご報告申し上げます。まず、開催にあたりまして協議会会長でございます小田原農政部長からご挨拶申し上げます。

２　挨　拶（小田原農政部長）

○　皆さんおはようございます。農政部長の小田原でございます。開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。本日はお忙しい中、朝早くからこの第1回通常総会にご出席をいただきまして感謝を申し上げます。また、本日お集まりの皆様方には日頃より道農政の推進にご理解とご協力をいただいていることに厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本道においては一定程度、感染がコントロールされ、現在、感染防止に努めながら経済活動再開しているところでありますが、昨今の東京などの発生を見ると、予断を許さない状況かなというふうに感じております。

また、この感染症による影響は多方面にわたっており、農業分野におきましても、需要の減少ですとか価格の低下などが生じており､今後とも国の緊急経済対策などを活用しながら、需要の喚起、或いは農業者への経営支援を行っているところであります。一方で幸いといってはなんですけども、今回の新型コロナを通じて、消費者は、国産食料の重要性ですとか、或いはその地域の食の魅力などを改めて見つめ直す機会となり、その重要性を再認識していただいているのかなというふうにも感じているところであります。この新型コロナウイルス感染症のもとで、長期にわたって生活や経済活動をしていかなければならないというところでありまして、農業に関しましては、消費者の理解や応援のもとに、消費構造の変化などに対応した生産供給、また全体的に食の需要が縮小しているということもありますので、消費拡大を行っていく必要があるというふうに考えております。

こうした中、本年の農作物の生育状況につきましては、７月１日現在で、一番草の収穫に全体的な遅れが見られるものの、全道的には他の作物は概ね順調に推移しております。

特にいま、７月中旬になっていますがこの時期は、それぞれの作物にとって大変、重要な時期を迎えております。本州で大きな災害に見舞われておりますけれども、道といたしましては、農業改良普及センターを通じての技術対策に万全を期して参る考えであります。

今年度は道農政部にとって節目の年であります。国は本年３月に、今後10年間の農政の指針となる新たな食料・農業・農村基本計画を決定したところであります。道におきましては条例に基づく北海道農業・農村振興推進計画、現行の計画が今年度までということで、この計画をはじめとして、酪肉近或いは果樹・花きの計画、経営基盤強化促進基本方針など多くの計画、或いは指針の策定に取り組むこととしております。特に、この中心になります北海道農業・農村振興推進計画の策定に当たりましては、策定にあたっての指針として、各地域の主体性や対応性、スマート農業やまた肉牛のゲノム育種などの新技術の導入、また、農業生産基盤の整備、地域振興、そして、小規模、家族経営など多様な担い手の確保、こういったことを意識して進めたいと考えております。こうした中で、今回のこの計画の中には、全道版とともに各振興局が中心となって、地域版の目指す姿を盛り込みたいというふうに考えているところであります。皆様方には今後この具体的な内容をまたお示しする予定でおりますので、ご意見等をいただきたいというふうに考えております。ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

本日の総会では議案として昨年度の事業報告案、また今年度の事業計画案などのほか、昨年の総会以降の水田部会における検討経過等を報告することとしております。限られた時間ではありますけれども、皆様から忌憚のないご意見、そしてせっかくの機会でありますので様々な情報というかお話をいただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

３　議　事（議案）

○　（松平課長）ありがとうございます。本日の議案及び資料はお手元に配付の通りでございます。次第、出席者名簿、配席図を除く議案、そして農政事務所様から提出していただいております２冊ですので、ご確認をお願いいたします。大丈夫でしょうか。それでは、総会の議長ですが、出席者会員のうちから選任するということになっておりますけど、これまで会長を務めております北海道が、議長を担当させていただいております。本日も議長を小田原部長ということでさせていただいてよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは異議なしということでございますので、以降の議事につきましては、小田原部長が取り進めることとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○　（議長）はい、それでは議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。はじめに、議事録署名人二名を選任いたします。私から指名をさせていただきます。本総会の議事録署名人に北海道農業会議の乾事務局長、そして北海道農業公社の坂上企画管理担当部長にお願いしたいと思います。お二方よろしくお願いいたします。それでは早速議事に入ります。議案第１号、北海道農業再生協議会規約及び会計処理規程の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

○　（事務局）どうも皆様おはようございます。事務局を担当しております道庁農政部農業経営課の濱田と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

まず議案第１号をご説明させていただきます。北海道農業再生協議会規約及び会計処理規程の一部改正についてでございます。１ページ目をご覧ください。まず今回の改正の背景を

それぞれご説明させていただきます。まず、①につきましては、農業機械のリース事業を補助対象とする大豆・麦等生産体制緊急整備事業につきまして、平成24年度に、本協議会が事業主体となり、実施したところでございます。この事業により補助対象となりました農業機械のリース期間、５年が昨年度末で終了しましたことから、補助金返還案件も、今後見込まれないということで、今回、規約及び会計処理規程上からこの事業を削除したいということでございます。

続きまして②でございます。当協議会では、過去に行った事業の実施のために、預金口座を設けております。ただ、新たに本協議会が事業実施主体となって行う事業がないこと、それから、平成28年５月以降、口座内の資金の移動が全くございません。そういったことから、預金口座の適正な管理上、今回、口座を一旦廃止するものでございます。

続きまして③でございます。平成29年に行われました財務省の事業執行状況調査というものがございました。その調査で地域農業再生協議会を含み、旅費と謝金の支払いの明確な基準を設定するよう指導がございました。これを受けまして農水省では、協議会の設置の根拠となる要綱を改正したところです。この要綱の指導に沿った内容とするため、会計処理規程を改正するものでございます。上記の内容につきましては、１については、２ページ目の協議会の規約の新旧対照表をご覧いただき、第４条第２項、第21条第２項第２号、第25条第1項第1号、それぞれから、大豆・麦等生産体制緊急整備事業に関する内容を削除いたします。続きまして２につきましては、12ページをご覧いただきたいと思います。12ページの会計処理規程の新旧対照表でございますが、第５条の内容を削除させていただきたいと思います。それから３につきましては、同じく12ページの会計処理規程の第16条に旅費・謝金の支出基準につきまして、新たに項を設けたいと思いますが、基準につきましては、北海道が定める諸条例、財務規則等に準じることで、新たに第２項で整理させていただく内容でございます。以上が第１号の関係でございます。

○　（議長）はい、ただいま議案第１号、この協議会の規約、それから会計処理規程の一部改正について、３点について改正するということで事務局から説明がありました。それではご質問ご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。はい、よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第１号についてこれにご異議ございませんか。はい、それでは異議なしと認め、案の通り決定いたします。続きまして議案第２号、令和元年度事業報告及び収支決算案について事務局から説明をお願いします。

○　（事務局）議案第２号、令和元年度事業報告及び収支決算案について、ご説明させていただきます。17ページをご覧ください。まず、令和元年度事業報告といたしまして協議会の運営について、令和元年７月18日に第１回通常総会を開催しております。議題については、ご覧の３議案でございます。また幹事会につきましては、６月10日に開催しております。次に18ページをご覧ください。水田部会の開催状況でございます。令和２年産の米の生産の目安や産地交付金の活用計画等を議題といたしまして、３回開催しております。次に、監査の関係でございます。協議会の活動及び収支に関し、5月11日に内部監査。5月20日、21日に監査を実施しております。今年につきましては新型コロナウイルス感染症対策の関係から、どちらも書面による監査としてございます。続きまして19ページでございます。令和元年度収支決算案につきましては、先ほど議案第１号でもご説明させていただきましたが、平成28年５月以降の資金の移動がございません。よって令和元年度も収入支出とも、０円決算となってご

ざいます。以上が第５の関係でございます。

○　（議長）はい、ただいまの説明に関連しまして、監事の北海道農作物集荷協同組合、今一事務局長から監査結果の報告をお願いいたします。

○　（監事）監事を代表いたしまして監査報告を申し上げます。令和２年５月20日、21日に、藤田監事と私の各事業所にて、各自監査を行い、北海道農業再生協議会規約第29条に基づき、令和元年度の北海道農業再生協議会収支決算の内容について、帳簿、証拠書類等を監査した結果、北海道農業再生協議会関係、処理規程にのっとり、適正に処理されていることを認めます。以上でございます。

○　（議長）はい、ありがとうございました。議案第２号令和元年度事業報告及び収支決算案につきましてご質問ご意見等承ります。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、それではお諮りいたします。議案第２号について、これにご異議ございませんか。はい、異議なしと認め、その通り決定いたします。次に議案第３号、令和２年度事業計画案について事務局から説明をお願いします。

○　（事務局）議案第３号、令和２年度事業計画案についてご説明させていただきます。22ページをご覧ください。令和２年度事業計画といたしまして、協議会の運営としては、第１回通常総会として、本日開催しているところでございます。なお、本総会以降につきましては、新たに事業を行うなど、特別な事情があった場合のみ、開催して参りたいと思っております。また臨時総会及び幹事会についても、必要の都度、開催して参りたいと思います。

　水田部会につきましては、基本的に昨年度と同様の内容になろうかと思いますが、３回開催する予定でございます。第1回は９月を予定しております。監査につきましては、令和３年５月中旬ごろにそれぞれ予定してございます。次に23ページをご覧ください。事業の推進でございますが、事業年数を１年残しております攻めの農業実践緊急対策事業、稲作農業の体質強化緊急対策事業の会計検査等の対応といった必要なものに、今後当たって参りたいと考えております。なお、この二つの事業につきましては、今年度末をもって事業期間終了ということになりますので、協議会の規約、会計処理規程につきましては、全体を通じて、見直しをさせていただき、来年度において、改めてご協議をさせてさせていただく方向で、考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

　続きまして令和２年度予算の取り扱いでございますが、現時点では、新たな事業創設などにより、収支を計画するものがございません。以上のことから、令和２年度の予算は、計上してございません。なお、特別な事情などが生じた場合は、通常総会等でお諮りしたいと考えております。以上が、議案第３号の関係でございます。

○　（議長）はい、議案第３号令和２年度事業計画案についてご質問、ご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。はい、よろしいですか。それでは、議案第３号についてご異議ございませんか。異議なしと認め、案の通り決定をいたします。

４　議　事（報告）

○　（議長）続きまして、北海道農業再生協議会水田部会の検討結果と議決事項について報告をいたします。この水田部会は平成29年に道内における30年産以降の米政策の見直しを的確に対応するために設置し、関係者と一体となって、主食用米等の米の目安の決定や、水田フル

活用ビジョンの検討と、その達成を支援していくための産地交付金の方針の検討などを行っているところです。

本協議会規約第20条では、水田部会の議決をもって本協議会の議決とすることができるとしており、その際には、議決後、直近の総会に報告するとされていることから、本日ご報告をするものです。それでは、昨年７月以降に議決されました水田部会の検討経過と、議決報告について、農産振興課から説明をお願いします。

○　（農産振興課）はい。北海道農政部農産振興課で水田部会を担当しております水田担当課長の牧野でございます。私の方から水田部会の検討経過と議決報告についてご報告させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料の24ページからになります。「令和元年度北海道農業再生協議会水田部会の検討経過と議決報告について」をご覧ください。先ほど、議案第２号においても概要が報告されておりますけれども、水田部会は昨年度３回開催しております。本日は、その概要についてご報告をいたします。まず24ページに各回の主な検討事項、議決事項をまとめさせていただいております。昨年10月に開催いたしました第１回会合では、令和２年産米の生産の目安の設定に関する事項についての検討を行い、第２回の会合におきましては、生産の目安を決定いたしました。そして、今年２月に開催いたしました第３回では、令和２年度水田活用の直接支払交付金のうち、産地交付金の活用計画案と、翌年度の水田部会のスケジュールを決定しております。

それでは各回の議決事項について報告して参ります。生産の目安の基本的な考え方でございます。資料の25ページから27ページをご覧ください。こちらにつきましては、第１回の部会で検討、決定をいたしました、２年産の生産の目安の基本的な考え方についての資料でございます。生産の目安の算定、提示までの一連の作業を進めるに当たりまして、生産の目安がどのようなもので、これを活用して、需要に応じた米の生産をどのように進めていくのかということを、昨年の10月に整理したものです。まず25ページの「１　米をめぐる情勢」がございますが、こちらにつきましては、今後の米生産は水稲作付面積を維持・確保しつつ、水田をフル活用しながら、様々な需要に応えていくことを通じまして、「日本一の米どころ北海道」の実現を進めていく必要があると、整理させていただいております。その下の２におきましては、生産の目安の取組の目的、設定内容、そして26ページに移っていただきまして、生産の目安の位置付け、考え方をそれぞれまとめております。続きまして、３では生産の目安の算定までの作業において、誰が何をするのかを27ページに示させていただいてます。

こちらについては、簡単に補足いたしますと、第１回の部会の後に、水田部会が各地域協議会に作付意向調査を実施し、各団体から販売計画を提出していただき、それをもとに、目安の算定作業を行うというものでございます。

27ページの中程の「４　生産の目安の推進等」には、その推進に当たりまして、水田部会、関係団体、地域協議会のそれぞれの役割、産地交付金活用の考え方、そして次年度以降この取組をよりよいものにしていくための確認、検証による目安の運用改善を行うことなどについて、示させていただいているものでございます。

なお、資料にはございませんがこの基本的な考え方の検討に先立ちまして、事務局においては、地域の農業再生協議会を対象としたアンケート調査を7月に行いまして、元年産米の各産地における生産の目安の推進に関する取組状況を把握しております。また、農業団体の

皆様からは、第１回の水田部会において、２年産米の生産の目安の設定等に向けたご意見をご報告いただいております。こうしたアンケート調査や農業団体の意見から、多くの地域協議会の元年産米の作付が、前年に策定、提示した生産の目安に即して作付が行われているということを確認いたしました。

また、主な生産の目安の推進に対する要望として、備蓄米の取組について、主食用米から用途変更して推進した経過があるということで、備蓄米の取組実績を主食用米の実績に含めて算定すべきである、といったことや、甚大な災害等により作付が下回った場合は必要な配慮を行うべきであるといったご意見がございました。生産の目安の基本的な考え方及びその後の具体的な算定に、こちらのご意見を反映させていただいております。この基本的な考え方につきましては、生産部会の決定後、関係団体と各地域協議会に、文書で通知をさせていただきまして、その周知を図っております。

次に令和２年産米の生産の目安でございます。28ページをご覧ください。これは第２回の部会で検討、決定したものでございます。全道の２年産の生産の目安の数値でございますが、２の設定の考え方にありますとおり、まず生産意欲の向上と水稲生産力の維持、加工を図る観点から、水稲全体の作付の目安を生産者への作付意向調査を踏まえまして、10万7,000ha以上の作付となるように設定いたしました。また、北海道米の需給と価格の安定を図る観点から、主食用米の生産の目安を、前年産の数量の目安から0.6％減の53万4,060トン、面積で申し上げますと628ha減の9万7,402haとし、加工用米につきましても、今後の安定的な需要が見込まれますことから、積極的に取組を推進することといたしまして、前年産の目安から285ha増の6,019haといたしました。その他飼料用米など新規需要米や備蓄用米につきましては、地域の作付意向を基本といたしまして、水稲全体の目安と用途別の生産の目安との整合性に配慮して設定をいたしております。第２回の部会におきまして、本案を提示いたしましたところ、各構成員の皆様からご同意をいただきましたことから、部会で決定の上、関係団体と地域協議会に文書で提示をいたしました。また、生産の目安の推進を図るため、その後ブロック別の説明会を開催して、さらなる内容の周知、そして推進を図ったところでございます。

続きまして資料の29ページから31ページをご覧ください。こちらにつきましては、第３回の部会で検討いたしました、令和２年度の北海道水田フル活用ビジョンの案でございます。本年度、策定する水田フル活用ビジョンにつきましては、29ページ下のほうにございますとおり、加工用米につきまして、より一層の推進を図るため、新たに複数年契約に取り組むこととしております。具体的には、後程ご説明いたします産地交付金の増額の使途設定に反映をさせていただいております。その他につきましては、主食用米、非主食用米、そして麦・大豆と、それらの用途の取組方針につきましては、前年度から大きな変更はございません。また、需要に応じた生産、水稲作付面積の確保を取組の大きな方針として掲げたほか、畑作物や野菜などの高収益作物につきましても、需要に応じた生産を基本に、収益力の向上に向けて必要な取組を推進していくこととしております。31ページには作物ごとの作付の予定面積、産地交付金の道枠に関連する目標値を示させていただいております。

続きまして、32ページをご覧いただきたいと思います。令和２年度の産地交付金の道枠の活用案でございます。本道では、産地交付金を活用いたしまして、非主食用米の作付を推進してきた経過がございまして、産地交付金の活用計画、こちらは産地における非主食用米の

作付を検討する際に必要な情報でございますから、早期の情報提供が求められておりました。

このため、国費の予算が正式に決定する前ではございましたが、９月の第１回の部会におきまして、国費予算の概算要求の内容などを踏まえまして、一度その時点で考え方を説明させていただきまして、年末の国費予算の概算決定を受けてから、改めて、２月の第３回の部会におきまして、本道における活用計画の案を整理、提出したという経過にございます。

具体的な内容につきましては、２に囲んでおりますけども、こちらをご覧いただきたいのですが、先ほどビジョンでご説明した複数年契約の取組を推進するため、加工用米とあわせて新市場開拓用米、そしてＷＣＳ用稲を対象とした複数年契約の使途を新設したことが、令和２年度産地交付金の道枠のポイントでございます。これは第１回の水田部会におきまして、農業団体から出された意見も反映させていただいているところでございます。

なお、飼料用米と米粉用米の複数年契約につきましては、別途、国から取組に対する産地交付金が追加配分されることを申し添えます。その他、省力化、低コスト化助成の取組要件に今後の普及が求められております高密度播種、そしてスマート農業の取組を追加したり、団地化、規模拡大などの取組に対して助成しておりました生産構造改善助成、こちらにつきましては、一定の普及が図られたということで、元年度で終了したところでございます。

第３回の部会におきましては、本案を検討し、水田部会として決定して、この案により、国との協議を進めたところでございます。なお、32ページの３以下につきましては道枠と地域枠の配分のそれぞれの考え方、どの区分のものが、いつ、どのように配分されるのか、助成体系などを表に示したものでございますので、後程ご確認いただければと思います。

最後になりますけれども、資料の34ページでございます。第３回の部会で決定いたしました令和２年度の水田部会の開催スケジュールです。表の右側が今年度の開催予定でございますが、議案第２号で説明がございましたとおり、今年度は、３回の開催を予定しております。令和３年産の生産の目安の設定に向けて、まず２年産、本年産の生産の目安に係る取組の検証作業を進めさせていただくほか、作付意向調査、こちらをまた実施いたしまして、必要な事項の検討を進める予定でございます。そして、年末の12月に予定している第２回水田部会におきまして、令和３年産米の生産の目安を設定、そして、翌年第３回の部会におきまして、令和３年度の産地交付金の活用計画案、そして令和３年度の水田部会のスケジュール等を検討する予定となってございます。

長くなりましたけれども、以上で、昨年の通常総会以降、これまでに開催いたしました北海道農業再生協議会の水田部会の検討経過と議決事項につきまして、説明を終わらせていただきます。皆様がた会員のご協力により、水田部会が円滑に開催されましたことをお礼申し上げます。以上でございます。

○（議長）はい、ただいま、水田部会の検討経過、議決事項、今年度の計画及び開催予定についての説明がありました。ご質問等お受けしたいと思います。いかがでしょうか。私から一ついいですか。今年度の開催３回ということで、昨年と同じですけれども、第１回目が１ヶ月早いっていう何か背景とかっていうかあるのでしょうか。

○（農産振興課）この水田部会、生産の目安もそうですけれども、30年産米から作るということで、動いております。これまで、２回、30年産、31年産ということで目安を設定して、水田部会も開催しておりました。こういった経過も踏まえて、開催を早めて産地の意見も早く、こういった基本的な考え方を示して欲しいという声もございますので、若干早めて開催する

という流れで考えさせていただいております。

○（議長）はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。はい、それでは、本日、議案は以上ですけれども、引き続き、今年度の国の補正予算で措置されました高収益作物次期作交付金事業につきまして、北海道農政事務所から情報提供をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

５　情報提供（北海道農政事務所）

○　（山田北海道農政事務所長）おはようございます。北海道農政事務所長の山田でございます。今年度から着任しておりますので、この場をお借りして恐縮でございますがご挨拶させていただきます。オブザーバーということでございますので、情報提供でございます。まずご説明の前に、コロナの状況も落ち着きまして、対面で会議を行わせていただくことができることを、本当に嬉しいことと思っておりますし、会長そして事務局を務めておられます道庁様のご苦労、ご尽力に、改めて御礼申し上げたいと思います。

今日は、担当課長の方から新型コロナウイルス感染症の関係の補正予算のご説明をさせていただきますけれども、その前に一言、まずこの新型コロナウイルス感染症の関係で経験のない事態に、私ども対面しているわけでございまして、今年のはじめごろからいろいろ試行錯誤をしながら、例えば、農業現場の方々に、この感染がまん延しないように、拡大しないように、守っていただきたいガイドラインを作っております。

そういった中で、皆様のご協力をいただきまして、農業現場においては今のところ、感染が拡大してきている状況にないということに対しまして、改めて御礼申し上げたいと思います。

そして、この、再生協におきまして私ども、オブザーバーという立場でございますけれども、今からご説明しますが、予算等によってできる限りバックアップ、サポートして参りたいと思っておりますので、皆様方から、随時、ご意見、ご要望等々いただければと思っているところでございます。

挨拶が長くなりましたが、担当課長の方から、内容についてご説明申し上げます。

○　（農政事務所）私、農政事務所の生産経営産業部生産支援課長を担当してます筒浦と申します。よろしくお願いします。座らせて本事業につきましてご説明いたします。

高収益作物次期作支援交付金につきましては、既に先月30日から公募が始まっておりまして、第２回の締め切りとしましては、7月31日となっているところでございます。

別冊の農政事務所資料をご覧いただきたいと思います。高収益作物次期作支援交付金は、新型コロナウイルス感染症の発生により、卸売市場での売り上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物である野菜、花き、果樹及び茶について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換または拡大などを次期作として前向きに取り組む生産者を支援する事業でございます。支援対象となる生産者は、この高収益作物について、本年２月から４月の間に出荷実績がある、または廃棄等により、出荷できなかった方で、政府が用意するセーフティーネットへの加入または加入を検討する方を対象としております。

具体的な支援内容につきましては三つございます。１つ目の支援につきましては、１ページの支援内容その１をご覧ください。この支援策は、支援単価は基本単価である10a当たり5万円でございますが、次期作において、農業機械の利用による生産コストの削減や、土づくり、排水対策等の生産安定に資する取組などを行った場合に交付いたします。この基本単価は山村振興法、半島振興法など中山間地域等に該当する場合は、10a当たり１割加算の5.5万円を交付することになります。真ん中の方ちょっとグレーの色の箇所、②でございますけれども加温装置、空調装置またはかん水装置がある施設において栽培を行ってる高収益型の品目のうち、新型コロナウイルス感染症の影響で需要が減退した品目であって、面積当たりの経営費が著しく高い施設栽培の花き及び野菜のうち大葉及びわさびについては、10アール当たり80万円、それから施設栽培のマンゴー、おうとう及びブドウについて対象となる取組を行った場合は、10a当たり25万円を交付することとしております。この80万円及び25万円につきましては、中山間地域等への加算支援はございません。５万円の対象となる取組につきましては19ページをご覧いただければと思います。これはあくまで事例を挙げているわけですけれども、真ん中に取組項目というものがございます。この取組項目の①から⑧の中から、二つを選択して、その取組を実施したほ場が交付対象になります。

高集約型品目につきましては、20ページをご覧ください。この取組項目の①から⑦の中から二つを選択して、取組を実施したほ場が対象となります。ただし、80万円の取組につきましては、取組項目の③の品目・品種等の導入が必須となっております。

次に交付対象面積及び交付額の考え方についてご説明します。12ページをご覧ください。まず交付対象面積は、一ほ場につき1回限りとしております。それから、交付額は、取組実施者ごとに算定するものとし、取組実施者の交付対象面積については、5万円の取組においては対象面積の合計額に、１a未満の端数があるときは切り捨てにより算出することとするとしております。また、高集約型品目につきましては、80万円及び25万円の取組でございますけども、端数が0.1a未満の場合は切り捨てによって算定することとしております。算定方法については、この図の通りでございます。

二つ目の取組内容ご説明いたします。戻っていただきまして、２ページの上段に記載している支援内容その２をご覧ください。この支援策は、生産者自らが対象となる取組を行った場合に、一つの取組につき10a当たり２万円を交付する事業でございます。従って、三つの対象となる取組に取り組んだ場合は最大10a当たり6万円の交付を受けることができます。交付対象面積及び交付額の考え方は、15ページをご覧ください。この交付額は中山間地等に該当する場合は１割増しの２．２万円を交付することになります。支援対象となる取組は、①の新たに実需と契約を締結または追加契約をすることにより、販路を開拓する取組、②の北海道知事が国と協議を行って承認された新品種・新技術導入の取組、③の海外の残留農薬基準への対応として、新たな輸出先となる残留農薬基準に合わせた栽培への変更、またその有機農業さらにＧＡＰへの新たな取組、認証機関への申請が受理されている場合に交付されるものでございます。北海道知事が国との協議を行って承認されたものにつきましては、先週、北海道知事からの協議を受けておりまして、新技術の協議を行い承認したところです。北海道庁のホームページの方で公表されております。

この支援内容その２と先ほど説明した支援内容その１は、いずれも本年4月30日以降、来年３月までの取組に限り、交付されるものでございます。従って、4月29日まで、または来

年の4月以降の取組支援の対象とならないのでご注意ください。

三つ目の取組内容でございます。２ページに戻っていただきまして支援内容その３についてご説明いたします。この支援内容は、生産部会等の取り決めによりまして、通常栽培に加えて、芽かきとか摘花、整枝ならしなどの追加した作業を実施し、高品質なものを厳選して出荷するなどの取組を行った場合に、1日1人当たり2200円を交付します。従って、追加作業を行ったことがわかる証拠書類や説明が必要になります。この支援対象は、花きは露地栽培と施設栽培の品目、野菜においては、施設栽培の大葉及びわさび、果樹においては施設栽培のマンゴー及びブドウでございます。また、対象品目は北海道知事から国への協議に基づきまして、国が認め、追加するものですが、今のところその協議を受けておりません。

今回の公募における支援期間につきましては、先ほど説明した支援内容１及び２とは異なりまして、本年２月から４月まで取り組んだものが対象となります。

留意事項でございます。本交付金をはじめ、国の補助事業は一つの取組に対して、二つの補助を受けることは、二重補助となり禁止されております。従って、類似の取組を実施する場合においてはご相談いただきたいと思っております。なお、例えば、持続化給付金は給付措置であり、補助金としての本交付金と合わせて申請いただくことは可能でございます。また、経営継続補助金との関係で申しますと、取組に対し、二重補助にならないような内容に工夫していただければ申請は可能でございます。

最後に事業実施主体への支援についてご説明いたします。17ページをご覧ください。当該交付金の事業実施主体は農協などの団体、道の農業再生協議会または地域農業再生協議会などでございます。従って、生産者個人は、事業主体としては申請はできません。事業実施主体は、取組実施者である生産者に対し、この交付金の実施に必要な事項の周知徹底を図るとともに、適正な実施を確保するためには指導及び事務を行っていただきます。また、生産者から提出された申請書等の確認、取りまとめ、生産者への交付金の交付、さらに、取組の実施確認を行っていただくことになります。これらの事務に対して、生産者への交付額の合計の２％までの額を基本として支援することとしております。私どもからは以上でございます。

○　（議長）はい、ありがとうございました。ただいま農政事務所さんからこの交付金の事業について説明がありました。ご質問等ございますか。

○　（農民連盟）ご苦労様です。北海道農民連盟の中原です。14ページの新品種・新技術の導入等に向けた取組ということで、これ道の農政部の担当の方と打ち合わせをさせていただきながら、新品種等については170種類もある中で、なかなか選定するのは難しいっていうお話もいただきながら新技術については、道内試験場での新たな取組の技術の一覧の中で、知事特認っていうことで、農政事務所そして農水省と打ち合わせをしていただいて、昨日お昼ごろ道のホームページで公表していただきました。地元も、再生協議会と話しながら。いつ知事特認の内容で出てくるんだといったようなところで、事務もちょっと混乱してたわけなんですけれども、昨日出て何とか、二次募集に間に合ったということで、担当の職員の皆さん方のご苦労が、私わかっておりますので、お礼を申し上げたいというふうに思います。私の方から以上です。

○　（議長）はい、ありがとうございました。そのほかに、質問等ございますか。よろしいですか。はい、その他どうぞ。

○　（農民連盟）２点ほど多分ご存知かと思いますけれども、現場の方から、ちょっとこんなことが困ってるんだといったような意見があってその内容等について、私の方から情報提供ということでお話をさせていただきたいと思います。

まず、１点目は飼料用米、米粉用米の複数年契約、これは今年から複数年契約に取組を単年から複数年に変えたといった形なんですけども、実は今、全道各地でも、水田地帯では国営事業だとか道営事業で大区画整理をして、1年間、休耕せざるを得ないっていうところが、結構あるんです。そういうところが、飼料用米をつくって複数年契約にならないっていうことで、それについてどうなるんだっていう話がありました。

そういう中で農水省の担当や担当の地域の農政事務所の方々とお話しながら、個人契約での複数年契約であれば、難しいけれども、例えばＪＡなどが取りまとめしていたり、あと生産組合などがこうやっている場合については、全体での面積でのバランスっていうことからいくと執行実績がなければ、基本的には３年間、連続の出荷実績がなければ交付対象にはならないんですけれども、例えば２年目だとか、３年目、国営事業にちょうどかぶった場合において個人契約でなければ、ＪＡ全体の中での取りまとめの中で調整して、該当するってことで、例えば私が、今年飼料米作って、来年はちょっと休耕田になってしまったと、３年目がまた作るといった場合には、２年目は実績ないからもらえないけれども、1年目と３年目については、1万2000円だったかな、それが該当するといったような回答いただきましたので、以上報告をさせていただきます。

それからもう１点、これもコロナの影響で、ＷＣＳだとかＳＧＦを作ってる生産者がいたんですけれども、ご存知だと思いますけれどもやはり、価格が暴落してるっていうことと、やっぱり観光地等の肉等が、なかなか出回らないっていう、加えてイベント等が中止になったってことで、ＷＣＳの契約を解除されたという方がいました。そういう場合については8万円の返還義務も生じるといったこともあって、そのようなことがあり、これは農政事務所の方と打ち合わせさせていただいて、そういうコロナの影響で、解除された場合においては、天災だとか災害の特例として認めますので、８万円の返還義務はないと。ただ、生産者と実需の方で契約してるんですよね。そこでやっぱり違約金というのが多分書いてあるってことで、それについてはやはり、コロナで、大変な状況の中で違約金のことをなかなか生産者たちは言えないってこともあって、その辺は業者間で、うまくやってくださいっていうような指導いただきましたので、これコメに関係することですから、事例として、お話をさせていただきました。よろしくお願いします。

６　その他

○　（議長）はい、ありがとうございました。中原書記長から２点、情報提供ということでお話をいただきました。このことに関して何かコメント等ございますか、特によろしいですか。はい、その他ございますか。はい、ありがとうございました。

それでは今後の協議会の対応についてでございますが、国の補正予算による新規事業の創設、あるいは、関係する要綱等の改正等が必要な場合につきましては随時対応させていただきます。

なければ、来年のこの同時期に令和３年度第１回の通常総会を開催したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、進行を事務局にお返しします。

５　閉会

○　議長ありがとうございました。それでは、報道の皆様におかれましては、総会終了後ですが、質疑応答の場を設定しますので、ご質問のある方、その場にて、お残り願います。

なお、対応については、事務局の方で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。長い時間、大変ありがとうございました。これをもちまして令和２年度第１回通常総会を終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。